

## 医学部附属病院の医療安全に係る外部監査委員会規則

(平成29年島大規則第5号)

(平成29年2月21日制定)

(令和2年12月28日最終改正)

(趣旨)

第1条 この規則は、医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第15条の4第1項第2号の規定に基づく島根大学医学部附属病院の医療安全に係る外部監査委員会(以下「委員会」という。)の設置に関し必要な事項を定める。

(設置)

第2条 委員会は、学長が設置する。

(業務)

第3条 委員会は、次の事項について監査を行う。

一 医学部附属病院(以下「本院」という。)の医療安全管理状況及び改善状況に関すること。

二 医療安全管理責任者、医療安全管理部、医療安全管理委員会、医薬品安全管理責任者、医療機器安全管理責任者等の業務の状況

2 委員会は、監査の実施に際して、本院の医療安全管理に関する業務状況について、医学部附属病院長(以下「病院長」という。)等から報告を求め、又は必要に応じて自ら確認する。

3 委員会は、必要に応じ、学長又は病院長に対し、医療に係る安全管理については是正措置を講ずるよう、意見を表明する。

4 委員会は、原則として、前各項に掲げる業務について、公表する。

(組織)

第4条 委員会は、次に掲げる委員で組織する。

一 医療安全管理又は法律に関する識見を有する者その他の学識経験を有する者 2名以上

二 医療を受ける者その他の医療従事者以外の者(前号に掲げる者を除く。) 1名

三 島根大学職員で学長が必要と認めた者 若干名

2 前項の委員は、病院長の推薦に基づき学長が委嘱又は任命する。

3 第1項第1号及び第2号の委員は、本院と利害関係を有しない学外者とし、かつ、委員の過半数は、本院と利害関係を有しない学外者とする。

4 学長は、第1項第1号及び第2号の委員が本院と利害関係を有した場合は、当該委員を解任しなければならない。

(任期)

第5条 前条第1項の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(届出及び公表)

第6条 学長は、委員を委嘱又は任命したときは、委員名簿及び委員の選定理由について、厚生労働大臣へ届け出るとともに、公表をするものとする。

(委員長)

第7条 委員会に委員長を置き、第4条第1項第1号又は第2号の委員の中から当該委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を主宰する。

3 委員長は、病院長に対し、定期的に本院の医療安全に関する情報提供を求めることができる。

4 委員長に事故があるときは、第4条第1項第1号又は第2号の委員の中から委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(委員会の開催)

第8条 委員会は、年に2回以上開催しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、委員長が必要と認めたとき又は学長若しくは病院長の求めがあった場合には、臨時に委員会を開催するものとする。

(定足数及び議決)

第9条 委員会は、全員の委員の出席がなければ会議を開くことができない。

2 委員会は、代理の出席を認めないものとする。

3 議事は、委員全員の同意をもって決するものとする。

(委員以外の者の出席)

第10条 委員長が特に必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を聴くことができる。

(是正措置)

第11条 学長及び病院長は、第3条第3項の意見に基づき、必要に応じて是正措置を講じるよう努めるものとする。

2 学長及び病院長は、第3条第3項の意見に対して申立をすることができる。

(秘密の保持)

第12条 委員は、職務上知り得た事項を正当な理由なく他に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、委員を退いた後も同様とする。

(事務)

第13条 委員会に関する事務は、医学部医療サービス課において処理する。

(雑則)

第14条 この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和2年12月28日最終改正）

この規則は、令和3年1月1日から施行する。